

令和 7 年 1 月

お客さま各位

山梨信用金庫

暗号資産交換業者および資金移動業者への振込について

昨今、インターネットバンキングによる不正送金事犯をはじめ、特殊詐欺や S N S 型投資ロマンス詐欺等の被害金が暗号資産交換業者や資金移動業者の金融機関口座に送金される事案が多数報告されております。

このような情勢をふまえ、お客さま保護および不正送金防止等の観点から当金庫では、暗号資産交換業者および資金移動業者へのお振込みに際し、口座名義人（法人口座を含む）と異なる依頼人名でお振込みをされる場合には、お振込みをお断りさせていただく場合がございます。

また、同様のお取引が確認された場合、お取引の一部（または全部）を制限させていただく場合がございますので、ご了承願います。

お客さまの大切なご資産を守るため、ご不便をおかけしますが、ご理解とご協力を
お願いいたします。

※口座名義人の前後に数字等を付される場合は制限対象にはなりません。

以 上

